

# 綾瀬市民スポーツセンター等指定管理者募集要項

綾瀬市（以下「市」という。）では、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び綾瀬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和2年綾瀬市条例第1号）に基づき、綾瀬市民スポーツセンター等の指定管理者を次のとおり募集します。

## 1 施設

### (1) 対象施設

名称	所在地
綾瀬市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上3丁目6番1号
本蓼川テニスコート	綾瀬市本蓼川284番地
蓼川スポーツ広場	綾瀬市蓼川3丁目1448番地
早川城山多目的広場	綾瀬市早川城山4丁目3番1
綾北中学校校庭夜間照明	綾瀬市深谷上4丁目4番1
城山中学校校庭夜間照明	綾瀬市早川2230番地
春日台中学校校庭夜間照明	綾瀬市吉岡393番地1
綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川345番地
光綾公園多目的フィールド	綾瀬市深谷上4丁目5234番地

### (2) 設置目的

一般公衆の利用に供し、スポーツの振興及び市民の心身の健全な発達に資するため、施設利用サービスの提供を主とし、競技力向上と市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進することを目的としています。

### (3) 施設概要

綾瀬市民スポーツセンター	
体育館	
建築年月	昭和57年12月（当初）、平成21年11月（改修）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	一部鉄骨造2階建
敷地面積	8,986㎡（第1駐車場含む）
延床面積	6,020㎡
施設内容	大体育室、小体育室、多目的室、武道室、幼児体育室、会議室、更衣室、シャワー室、トレーニング室、トイレ、事務室等
屋外運動場	

建築年月	昭和60年3月(当初)、平成28年3月(屋外管理棟改修)、平成30年10月(陸上競技場改修)
構造	鉄筋コンクリート造ほか
階数	地上1階(管理棟、観覧席2,004席)
敷地面積	29,036㎡(第2駐車場及び第4駐車場含む)
延床面積	1,997㎡
施設内容	屋外管理棟、陸上競技場(全天候型、4種公認、フィールド天然芝)、テニスコート5面(砂入り人工芝)、ゲートボール場1面(砂入り人工芝)、トイレ、写真判定装置、夜間照明等
本蓼川テニスコート	
設置年月	昭和53年3月
敷地面積	2,974㎡
施設内容	テニスコート1面(クレー)、駐車場、トイレ
蓼川スポーツ広場	
設置年月	平成4年3月
敷地面積	9,108㎡
施設内容	野球場(左翼68m、右翼59m、中堅110m)、サブグラウンド(1,428㎡、土)、駐車場
早川城山多目的広場	
設置年月	平成24年3月
敷地面積	15,998㎡(グラウンド面積7,485㎡)
施設内容	グラウンド、駐車場、トイレ
綾瀬スポーツ公園	
第1野球場(硬式野球場)	
設置年月	平成25年2月
敷地面積	18,641㎡(グラウンド面積13,387㎡)
施設内容	両翼98m、中堅122m、人工芝(ベース周辺アンツーカー)、本部席(鉄骨造、平屋建)
第2野球場(軟式野球場)	
設置年月	平成21年8月
敷地面積	13,120㎡(グラウンド面積12,005㎡)
施設内容	両翼92m、中堅116m、天然芝(内野クレイ)、ポップアップスプリンクラー、本部席(鉄骨造、平屋建)等
ソフトボール場	
設置年月	平成23年11月
敷地面積	5,424㎡(グラウンド面積4,896㎡)
施設内容	両翼69m、中堅69m、人工芝(ベース周辺アンツーカー)

多目的広場	
設置年月	平成21年8月(第1)、平成22年3月(第2)
敷地面積	20,867㎡(グラウンド面積18,960㎡)
施設内容	サッカーコート105m×68m(人工芝舗装)2面、シェルター、倉庫等
テニスコート	
設置年月	平成23年10月
敷地面積	3,817㎡(グラウンド面積3,653㎡)
施設内容	コート23.77m×10.97m(硬式ダブルス、人工芝舗装)6面、夜間照明等
レストハウス	
建築年月	平成24年1月
構造	RC造
階数	一部鉄骨造平屋建
建築面積	424.23㎡
延床面積	389.45㎡
施設内容	会議室、更衣室、シャワー、トイレ、事務室等
第1～第3駐車場	
設置年月	平成31年1月
敷地面積	14,870㎡
施設内容	普通車461台、身障者駐車場9台、駐車券発券機3基、全自動料金精算機(防犯プロテクター)3基
大型車専用駐車場	
設置年月	平成31年1月
敷地面積	1,244㎡
施設内容	大型車5台
綾北中学校校庭夜間照明	
設置年月	平成5年5月
施設内容	校庭夜間照明
城山中学校校庭夜間照明	
設置年月	平成10年5月
施設内容	校庭夜間照明
春日台中学校校庭夜間照明	
設置年月	平成7年5月
施設内容	校庭夜間照明
光綾公園	
【多目的フィールド】	

設置年月	令和4年7月（供用開始 8月）
敷地面積	約11,000㎡
施設内容	左翼90m、右翼89m、中堅105m、人工芝（ベース周辺アンツーカー）、ダッグアウト、手足洗い場、バックスクリーン（イベントステージ）等
<b>【夜間照明施設】</b>	
設置年月	令和4年1月
設置数量	4基（LED投光器）
施設内容	LED投光器（各12基）、受変電設備
<b>【本部席棟】</b>	
建築年月	令和3年10月
構造	RC造
階数	一部鉄骨造平屋建
建築面積	133.29㎡
延床面積	103.78㎡
施設内容	審判員室、記録員室、トイレ、倉庫

#### (4) 休場日

- ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時、スポーツ公園駐車場は除く。）
- イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（スポーツ公園駐車場は除く。）
- ウ 指定管理者指定申請者は、施設維持及び管理上の支障がない範囲で、年間の休場日の変更を提案できます。

#### (5) 利用時間及び供用時間

綾瀬市民スポーツセンター	
体育館	午前9時から午後9時まで
陸上競技場	午前6時から午後9時まで
テニスコート	
ゲートボール場	午前6時から午後7時まで
本蓼川テニスコート	午前6時から午後7時まで
蓼川スポーツ広場	
早川城山多目的広場	
綾瀬スポーツ公園	
第1野球場	午前6時から午後7時まで
第2野球場	

ソフトボール場	
多目的広場	
テニスコート	午前6時から午後9時まで
レストハウス	午前9時から午後9時まで
駐車場	終日
光綾公園	
多目的フィールド	午前6時から午後9時まで

※指定管理者指定申請者は、施設維持及び管理上の支障がない範囲で、利用時間  
供用時間の延長を提案できます。

## (6) 利用料金

施設等の利用料金は、綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例  
及び綾瀬市都市公園条例に規定する利用料金の額の範囲内において、市と協議のう  
えで、変更の提案をすることができます。

## 2 管理運営方針

### (1) 方針

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施  
設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。このため、指定管理  
者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービス  
の向上を図っていく必要があります。特に、指定管理者は、次の項目に留意して管  
理運営を実施することが求められます。

また、市は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行  
います。

ア 市が生涯学習都市宣言、環境都市宣言、バリアフリー都市宣言、男女共同参  
画都市宣言、核兵器廃絶平和都市宣言を行っていることから、宣言の趣旨及び  
市の姿勢を理解のうえ事業を実施すること。

イ 各施設の設置目的に即した管理運営を行うこと。

ウ 公の施設であることを常に念頭に置き、公平なサービスの提供に努め、特定  
の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。

エ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運  
営を行うとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行い、適正な収入の確保と  
経費の縮減に努めること。

オ 各施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意  
見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。

カ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

キ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し、積  
極的に協力すること。

## (2) 管理・運営基準

指定管理者は法令、綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例、綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例施行規則、綾瀬市都市公園条例、綾瀬市都市公園条例施行規則及び綾瀬市民スポーツセンター等指定管理業務仕様書に従い、スポーツ施設の管理・運営を行います。

## (3) 指定管理者が行う業務

綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例（平成17年綾瀬市条例第27号）第6条及び綾瀬市都市公園条例（昭和51年綾瀬市条例第12号）第20条に基づく業務内容として、募集の際、綾瀬市が提示する「綾瀬市民スポーツセンター等指定管理業務仕様書」によりますが、基本的な業務は次のとおりです。

- ア 利用の承認、利用の制限、利用の取消し業務に関すること。
- イ 施設の利用に係る料金の収受に関すること。
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 広報やホームページの業務に関すること。
- オ 利用の団体登録業務に関すること。
- カ スポーツの振興を図るための事業の実施に関すること。
- キ スポーツ関連の相談及び情報提供に関すること。
- ク 学校体育施設開放事業の事務の支援に関すること。

## (4) 指定管理者が実施する自主事業

指定管理者が実施する自主事業は、第2期綾瀬市スポーツ推進計画の基本理念である「する」「みる」「ささえる」「あつまる」「つながる」誰もがスポーツに親しめる健康で活力のあるまちづくりの実現に資するよう、指定管理者の裁量により創意工夫を行ってください。なお、その実施にあたっては市と協議するものとします。

自主事業とは、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことであり、その実施にあたっては市と協議し、承諾を得たうえで実施することができます。その際の収益は指定管理者の収益となりますが、支出が収入を上回った場合の補填は、指定管理料に係る収入では相殺することはできないものとします。

なお、自主事業による収益等を市民スポーツ施設等の施設・事業へ還元する場合は具体的な提案内容を記載してください。

また、提案内容は評価対象としますので、積極的に提案してください。

## 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）。

## 4 経費

### (1) 指定管理料

指定管理料は、市が支払うべき管理費用の基準となる911,904千円を限度とし、最終的に指定管理者に指定された法人又は団体が収支予算書に提示した金額（消費税含む）をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ決定します。支払い時期及び支払金額は、年度協定書で定めます。

なお、法改正により、消費税額の変更があった場合、変更の施行年月日以降の消費税額がかかるものについては指定管理料の変更を行うものとし、協定に明記します。消費税を除くその他の税金の税法改正による指定管理料の変更はありません。

また、綾瀬市受益者負担適正化に関する指針に基づき、利用料金の条例改定を行った場合、施設利用収入に影響を及ぼすことから、その影響額を推定し、市と指定管理者は協議の上、指定管理料を増減することとする。

### (2) 法人税等について

指定管理者は、法人等にかかる市民税、新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、綾瀬市役所課税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署へ、法人等にかかる県民税・事業所税の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

### (3) 管理口座

本業務に係る収入及び支出に使用する口座は、指定管理専用とし適切に管理してください。また、指定管理者として、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

なお、経理の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

### (4) 市が支払う経費（指定管理料）に含まれるもの

スポーツ施設等の管理運営に係る、次の経費とします。

ア 人件費（当指定管理事業に係る賃金、賞与手当、法定福利費、厚生費等）

イ 光熱水費（電気代、ガス代、上下水道代）

※各年度次のとおり見込んでください。

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
25,464千円	26,236千円	27,031千円	27,850千円	28,694千円

ウ 燃料費（ガソリン代、灯油代、重油代）

エ 修繕費（小規模修繕（50万円以下））

※各年度次のとおり見込んでください。

※体育館リニューアル工事に伴い、工事に関連する部分の修繕はリニューアル工事後（R11-13）は基本的に不要となるため、そこに係る修繕費は差し

引いています。

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
13,564千円	14,080千円	13,610千円	14,128千円	14,665千円

- オ 保険料（施設賠償責任保険、団体スポーツ行事保険等）
- カ 委託料（施設・設備に関する管理や点検に係る経費、清掃、警備、樹木管理等）
- キ 公租公課税（契約書印紙代）
- ク 通信運搬費（郵便料金、電話代、通信費、手数料等）
- ケ 事務費（事務用品等消耗備品費、機器賃貸借料、交通費等）
- コ 一般管理費（人件費に一般管理費率5%を乗じた額）
- サ その他（減価償却費）
- シ 指定事業に係る経費

## (5) 収入

次に掲げる事項は、指定管理者の収入となります。

- ア 指定管理料
- イ 施設利用料金
- ウ 複写機利用料金
- エ 指定事業に係る収入

## (6) 事務用機器等について

事務用機器等（事務用パソコン、複写機、印刷機、連絡用車両）は、指定管理者の負担で設置してください。市公用車は、使用できません。

## (7) 精算について

指定管理料の過不足については、光熱水費及び修繕費を除き、原則的に精算は行いません。

なお、指定管理者の経営努力を促す観点から、生み出された余剰金について返還を求めませんが、自主事業の収益等をスポーツ施設等の施設・業務へ還元することができます。

修繕費、光熱水費については負担者、具体的な基準（金額）、精算の有無について協議のうえ取り決めておくこととします。

## (8) その他

市民スポーツセンターは令和10年度・11年度にかけて体育館リニューアル工事を予定しているほか、令和10年度に陸上競技場4種公認工事を予定しますが、施工期間や箇所など詳細が決定していないためそれに伴う経費については、別途協議することとします。なお、体育館リニューアル工事に伴い、令和11年度については体育館は全面クローズとなります。

## 5 応募

### (1) 応募資格

施設を円滑にかつ、安定して管理運営できる法人、その他の団体（法人格は不問、個人の応募は不可）で、次の要件を満たしているものです。

- ア 法律行為を行う能力を有すること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成17年4月制定）に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。
- オ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- カ 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- キ 綾瀬市長が、応募者が前号に該当するか否かについて神奈川県警察本部長に調査を依頼することに承諾する旨の書面の提出ができること。
- ク 指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
- ケ 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- コ 現地説明会及びプレゼンテーションに出席し、途中退席しないこと。

### (2) 共同事業体

- ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人を決めてください。
- イ 単独で応募した法人は、他の共同事業体の応募の構成員になることはできません。
- ウ 複数の共同事業体について、同時に構成員になることはできません。
- エ 応募後の共同事業体の構成員の変更は認めません。

### (3) 応募条件

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- イ 提出された書類の変更は認めません（軽微な修正は除く。）。
- ウ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- エ 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。市が提案された書類の内容について使用する場合は、別途協議するものとします。ただし、審査結果を公表する場合や審査に必要がある場合は、市が書類の全部又は一部を使用できることとします。
- オ 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討範囲であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- カ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

#### (4) 募集及び選定日程

ア 申請期間	令和8年5月12日(火)～6月25日(木)
イ 現地説明会	5月19日(火)
ウ 質問の受付	5月20日(水)～5月25日(月)
エ 質問の回答	6月1日(月)
オ プレゼンテーション (指定管理者選定委員会)	8月中旬
カ 候補者選定結果通知発送	9月中旬
キ 協定の締結	令和9年1月予定

#### (5) 申請期間及び提出方法

- ア 申請期間  
令和8年5月12日(火)から6月25日(木)まで  
ただし、土・日曜日及び祝日以外の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- イ 提出方法  
綾瀬市健康こども部スポーツ課へ御持参ください。(綾瀬市早川550番地)  
郵送は不可。

#### (6) 申請書類

申請団体は、指定手続条例第3条の規定に基づき、以下の事項を参考に施設に応じた必要書類を市長等に提出します。

施設所管課は、申請団体から提出される申請書類の受付に当たって、提出書類及び記載内容の不備等の有無を必ず確認します。

ア 指定申請書

イ 指定申請に係る誓約書

ウ 事業計画書

事業計画書には、次に掲げる事項を参考に記載することとします。

(ア) 申請の動機・意欲及び施設の現状に対する考え方・将来の展望

(イ) 類似施設の管理実績及びその経営状況

(ウ) 施設の運営に関する基本方針

(エ) 利用者の平等利用及びサービス向上に向けて特長的な取組み

(オ) 利用者の要望の把握及び実現方策

(カ) 施設の管理体制(安全管理・情報管理)

(キ) 人的能力(組織体制・組織図・勤務体制・配置計画・職員の資質向上策・障がい者雇用の取り組み方針等)

(ク) 再委託業務

(ケ) 緊急時の対策(防犯・防災・事故等)

- (コ) 個人情報保護の体制及び措置
  - (サ) 環境に配慮した運営
  - (シ) 地域（団体）との連携に関する考え方と方策
  - (ス) スポーツ事業に対する考え方と企画内容
  - (セ) 自主事業計画
  - (ソ) 他特記すべき計画及び費用対効果等の提案等
- エ 収支予算書 指定期間内の管理運営全般にかかる経費について、年度ごとに作成したもの。
- オ 事業者概要書 法人等の設立趣旨、資本金、事業案内、組織、人員数等、事業者の概要の分かるもの。  
 なお、共同事業体で応募する場合は、共同事業体であることを証する協定書（任意様式：押印要）を併せて提出すること。
- カ 法人にあっては以下のもの
- (ア) 該当法人の定款又は寄付行為の写し・登記事項全部証明書又はこれらに準じるもの
  - (イ) 国税（法人税、地方法人税、消費税（地方消費税を含む））及び地方税（本社のある自治体に関する法人都道府県民税、事業税、特別事業税（地方法人特別税）、法人市町村民税に限る）の納税証明書（直近3年分原本）
  - (ウ) 直近3事業年度の法人税申告書（勘定科目内訳明細書を含む。税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合には、メール詳細を含む。以下も同様）・地方税申告書（本社のある自治体に関するものに限る）・消費税申告書
  - (エ) 直近3事業年度の会社法に規定する事業報告・決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表、計算書類の附属明細書及び株主資本等変動計算書等を含む）又はこれらに相当する書類
  - (オ) 組織・人員体制を示す労務関係の書類（就業規則・給与規定、時間外・休日労働に関する協定（三六協定）及びその他労使協定等）
  - (カ) 直近6か月分の労務状況が分かる書類（正規・嘱託・非常勤職員それぞれの賃金台帳・出勤簿・雇用契約書の写し）
  - (キ) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況を示す書類（会社法等で規定する内容を記載したもの）
- キ その他の団体にあっては、以下のもの
- (ア) 会則及び役員名簿
  - (イ) 国税（法人税、地方法人税、消費税（地方消費税を含む））及び地方税（本社のある自治体に関する法人都道府県民税、事業税、特別事業税（地方法人特別税）、法人市町村民税に限る）の納税証明書（直近3年分原本）
  - (ウ) 直近3事業年度の事業報告及・決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表、計算書類の附属明細書等を含む）又はこれらに相当する書類
  - (エ) 組織・人員体制を示す労務関係の書類（就業規則・給与規定、時間外・休

日労働に関する協定（三六協定）及びその他労使協定等）

(オ) 直近6か月分の労務状況が分かる書類（正規・嘱託・非常勤職員それぞれの賃金台帳・出勤簿・雇用契約書の写し）

(カ) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備・運用状況を示す書類（会社法等で規定する内容を記載したもの）

ク その他、必要と認める書類

※ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内に発行されたもので、それぞれ発行官公署において定めた様式を使用してください。

## (7) 現地説明会

開催日：令和8年5月19日（火）

開催時間：参加者に別途連絡します。

場所：綾瀬市民スポーツセンター等

内容：募集要項等の説明及び施設見学

※申請される場合は、必ず現地説明会に出席してください。

※施設への移動は各応募者でお願いいたします。

ア 申込み

現地説明会は、事前申込制ですので、事前に次の事項を記載して、FAX、電子メール又は直接、綾瀬市健康こども部スポーツ課スポーツ推進担当まで御持参ください（様式は任意）。

FAX 0467-70-5701

メールアドレス wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp

※FAX又は電子メールの場合は、電話で着信を確認してください。

- ・法人名又は団体名
- ・法人又は団体の住所
- ・代表者氏名
- ・出席者氏名（緊急連絡先も記載してください）
- ・担当者氏名（緊急連絡先も記載してください）
- ・連絡先（電話番号・FAX番号）

イ 申込締切

令和8年5月18日（月）午後5時までに必着

## (8) 質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、再質問は受け付けません。

ア 期間

令和8年5月20日（水）～25日（月）

イ 提出方法

指定管理者公募にかかる質問書に記載のうえ、電子メールにより提出してください。

電子メール送付後に電話で着信を確認してください（着信確認は、午前8時30分～午後5時）。電子メール以外による提出は受け付けません。

なお、記入漏れや現地説明会に出席しない場合は、回答できません。

### (9) 質問の回答

情報の共有を図るため、速やかに市ホームページ上でお知らせいたしますので、確認してください。質問者に対する個別回答は行いません。

回答日：令和8年6月1日（月）

### (10) プレゼンテーション

審査を行うため応募者によるプレゼンテーションを実施いたします。

日時：令和8年8月中旬 提案：35分 質疑応答：15分

場所、時間等は別途通知いたします。

※申請された場合は、必ずプレゼンテーションに出席してください。

## 6 選定

### (1) 選定基準

選定にあたっての基本的な視点を次のとおりとし、指定管理候補者を審査、選定します。

ア 利用者の公平・平等な利用及びサービスの向上が図れるものであること。

イ 施設の効用を最大限発揮できるものであること。

ウ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、もしくは確保ができる見込みがあること。

エ 施設の適切な維持及び管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。

オ 適切な労働条件の確保や障がい者雇用の促進等、公共性の視点に立った運営ができる見込みがあること。

カ 事業計画の内容が、施設の目的及び指定管理者制度を理解したうえで作成されており、具体的かつ創意工夫や積極性が見られること。

キ その他。

### (2) 評価方式

応募者の評価基準を次のとおりとし、総合点数方式により行います。

ア 申請の動機・意欲及び施設の現状に対する考え方・将来の展望

イ 類似施設の管理実績及びその経営状況

ウ 施設の管理運営に対する基本的な考え方

エ 利用者の平等利用及びサービス向上に向けた特長的な取り組み

- オ スポーツ事業に対する考え方
- カ 利用者の要望の把握方法及び実現方策
- キ スポーツ施設の維持管理体制
- ク 地域（団体）との連携に関する考え方と方策
- ケ 人的能力（組織図・勤務体制及び職員の資質の向上策等）
- コ 緊急時の対策（防犯・防災・事故等）
- サ 個人情報保護の保護体制及び措置
- シ 環境に配慮した運営
- ス 自主事業計画
- セ その他特記すべき計画及び費用対効果等の提案等
- ソ 管理料の妥当性

### (3) 選定の手順

第1次審査（書類審査）及び綾瀬市指定管理者選定委員会の審査を受け、優先交渉権順位を定め指定管理候補者を選定します。選定委員会等で審査した結果、施設の管理を行うに相当と認められる者がいないと判断された場合においては、再公募等の実施を行う場合があります。

尚、指定管理候補者の選定後に協議が不調だった場合、又は選定後に欠格事由に該当したために選定が取り消された場合などは、次順位者と交渉の上、再度選定を行います。

### (4) 候補者選定結果の通知

候補者の選定結果は、申請者に対して速やかに通知するとともに、市ホームページで公表します。

## 7 指定

指定管理候補者は、令和8年12月綾瀬市議会において、指定管理者としての指定の議決を経た後に、正式に指定管理者に指定されます。ただし、市議会の議決を得られない場合及び否決をされた場合には、指定管理者の指定を受けることはできません。

この場合、指定管理候補者はそのことによって生じる損害について、市に対し賠償請求をすることができません。

なお、指定管理候補者が指定を受けるまでの間に指定管理候補者の事故等により指定管理者の指定を受けることが難しいことが判明した時には、選定されなかった申請者のうちから、新たな選定を行う場合があります。

## 8 協定

市議会での指定管理者の指定の議決を経た後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間内における管理運営全般に係る基本協定書と年度ごとの指定管理料の額や支

払い方法等を定める年度協定書を締結します。

## 9 報告業務

### (1) 日報等の作成

指定管理者は、スポーツ施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報等を作成し、市に提出してください。

### (2) 月報報告

指定管理者は、月報を作成し、市に提出してください。月報は、月毎の利用状況や事業実施状況、利用者からの意見、要望とその結果及び対応策についてまとめてください。

### (3) 関係書類の提出及びヒアリング

市が必要と認めた場合は、関係書類の提出及び指定管理者からのヒアリングを行います。その場合、指定管理者は関係書類を提出し、ヒアリングを受けてください。

### (4) 事業報告書の提出について

指定管理者は、事業会計年度終了後、事業報告書を市に提出してください。

### (5) モニタリングの実施

モニタリングは、サービスの水準の確保・向上や安全性、継続性を担保する観点から実施します。

指定管理者は、四半期ごとにセルフモニタリングを実施し、その結果を報告書として市に提出してください。

あわせて、年間のセルフモニタリング及び利用者等のモニタリングを実施し、その結果を報告書として綾瀬市に提出してください。

なお、指定管理者は、モニタリング結果をもとに、管理運営に対する利用者等の評価や要望を取り入れ、主体的に業務の改善に取り組むとともに、市と協議を行い、事業や運営の改善を図ってください。

### (6) 事業の内容が低下した場合の措置

市は、事業評価の結果、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

### (7) その他の報告

指定管理者は、管理運営で発生した事件、事故については速やかに市に報告してください。

## 10 市が行うモニタリングについて

市は、公共サービスの水準を維持するための指定管理業務の実施状況の確認・改善指示・監視を行います。

## 11 緊急事態等における対応及びリスク分担について

### (1) 不可抗力における指定管理の終了

自然災害など不可抗力における当該施設の損害等により、指定管理者による管理が不可能になったときは、不可能となった時点をもって、市は指定管理者の指定を取消し、指定管理者による管理を終了します。この場合において、指定管理料は、協定書において定める年額経費を日割り計算で清算するとともに、指定管理者は、施設について管理が不可能となった時点以降の利用者からの収入を市に引き渡すこととなります。なお、指定管理者は、市に対して、取消しに係る損害賠償を請求できません。

### (2) 緊急事態における対応

指定管理者、指定管理業務において、事故または災害時の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な初動措置を講じ、市や関係機関等に対して緊急事態発生のお知らせを速やかに行う必要があります。

また、緊急事態が発生した場合は、指定管理者は市と協力し、その対処と原因調査に当たり、二次災害等が発生しないように措置する必要があります。

### (3) 災害時における施設の使用

市は、自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、支援物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要となった場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、その要請に対し、指定管理者は誠実に応じなければなりません。この場合における利用者からの収入の取扱いについては、指定管理者に著しく不利益とならないことを基本として、市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

### (4) 緊急の修繕に係る対応

緊急に修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における指定管理料及び利用料収入については、その都度、市と指定管理者との間で協議を行います。

## 12 その他

### (1) 関係法令等の遵守

業務の遂行において、関係法令及び綾瀬市条例等を遵守しなければなりません。特に適切かつ社会的要請に応じた管理業務を遂行するためには、適正な労働環境が必要であることから、労働関係法令について強く遵守を求めます。また、障害者の

雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際して、率先して障害者雇用を促進する必要があります。

## (2) 個人情報保護及び情報公開の取扱い

### ア 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に従い、公の施設の管理を通じて取得した指名、住所、生年月日その他個人に関する情報に関して、主に次のことに留意し、適正な取扱いの確保に努めるものとします。

#### (ア) 収集の制限

業務の目的を達成するために必要な範囲内の情報のみを原則本人から収集すること。

#### (イ) 利用・提供の制限

個人情報は、業務の利用目的の範囲を超えて利用又は提供しないこと。

#### (ウ) 適正な管理

個人情報は正確に保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように管理すること。  
また、不要になった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

#### (エ) 開示の申し出

保有する個人情報の開示をその本人から求められたときは、情報を開示するよう努めること。

### イ 情報公開

指定管理者は、情報公開条例の趣旨を踏まえ、公の施設の管理のために作成し、又は取得した文書等であって、業務に従事しているものが組織的に用いるものとして保有しているものについては、次のいずれかの情報に該当する場合を除き、公開に努めるものとします。

#### (ア) プライバシー情報

個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報。

#### (イ) 法人等情報

他の法人等の事業活動に関する情報で、公開すれば法人等の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。

#### (ウ) 公共の安全、秩序の維持情報

公開すれば、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれのある情報。

#### (エ) その他

公開すれば事業の適正な執行に支障を及ぼす情報。

### (3) 事務引継ぎ

指定管理者の指定を受けた者は、利用者の利便性が損なわれることのないよう、指定期間の開始日からスムーズに業務が進められるように、事前に現在の指定管理者より業務内容等の引継ぎを受けてください。ただし、引継ぎに係る費用については、全て新たな指定管理者の負担とします。なお、引継ぎは通常業務の範囲内で行ってください。また、令和14年4月1日以降の当該施設の指定管理者となる団体への業務の引継ぎについても同様とします。

### (4) 申請辞退

申請書を提出した応募者が申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### (5) 資料及び回答書

市が配布する資料及び質問に対する回答内容は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

### (6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ア 申請書類の提出方法を遵守せずに提出された場合
- イ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 本要項に含む配布資料により示された内容に適合しないと認められる場合
- カ 選定の公平性に影響を与える不当な行為があったと認められる場合

### (7) 雇用及び再委託、物品購入等による地域要件

雇用及び個々の具体的な業務を第三者への委託、物品購入等では、市内における雇用の確保及び地域の活性化といった地域経済への効果に配慮し、指定管理者は市内業者に対して契約に係る入札の門扉を開くように努めることとします。

### (8) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させ、転貸し、又は担保の目的に供することはできません。

### (9) 綾瀬市公共施設マネジメント基本方針に基づく施設の適正配置について

本市では、平成28年3月に策定した「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針」により、公共施設の長寿命化、効率的な維持管理、コストの縮減、適正配置や総量削減を検討しています。

当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。廃止の場合は

遅くとも廃止をしようとする日の1年前までにその旨を指定管理者に通知することとし、指定管理料及び利用料収入については、市と指定管理者の間で協議によって決定するものとします。

#### **(10) ネーミングライツパートナー制度**

今回募集している指定管理施設の一部又は全部について、ネーミングライツパートナー制度の導入を予定しています。

指定管理期間中愛称が付された場合には、ネーミングライツパートナーが対象施設の看板の表示変更等を行うことがあります。

なお、指定管理者自身がネーミングライツパートナー制度へ応募することも可能です。

年間延べ利用人数

	年間延べ利用人数（人）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
綾瀬市民スポーツセンター			
体育館	155,434	142,730	151,091
屋外運動場	58,031	56,683	58,001
本蓼川テニスコート	1,758	1,586	1,487
蓼川スポーツ広場	7,960	5,905	8,182
早川城山多目的広場	5,476	4,551	4,388
綾瀬スポーツ公園			
第1野球場	28,751	25,941	15,866
第2野球場	16,307	11,491	8,209
ソフトボール場	10,457	8,544	8,344
多目的広場	73,878	67,483	39,642
テニスコート	27,171	24,186	22,813
レストハウス会議室	413	419	279
駐車場（年間延べ利用台数）	186,194	188,301	186,639
光綾公園多目的フィールド	39,188	67,221	22,254

## スポーツ施設指定管理料

### 歳入

(単位：千円)

項 目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度決算額
指定管理料	110,513	119,932	198,904
施設利用料金	78,040	77,089	80,054
（うち体育館に係る利用料金）	18,274	17,468	
指定事業に係る収入	108	0	0
自主事業に係る収入	18,032	26,705	33,744
その他	669	2,200	2,125
合計	207,362	225,926	234,773

### 歳出

項 目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度決算額
人件費	67,509	62,786	62,068
事務消耗品費・印刷製本費	569	267	317
広告宣伝費	169	404	124
通信運搬費	1,314	1,342	1,352
光熱水費・燃料費	30,848	41,166	37,256
什器備品購入費・他消耗品費	3,588	3,409	3,191
修繕費	6,378	9,895	13,509
保険料	334	353	397
使用料・賃借料	2,582	2,932	2,902
委託料	79,851	78,952	79,760
公租公課	5,112	4,358	4,745
保守費	2,378	1,810	2,097
一般管理費	3,375	3,139	3,105
その他	1,717	2,261	1,292
指定事業に係る経費	506	192	192
自主事業に係る経費	14,353	16,601	20,615
合計	220,583	229,867	232,922

光熱水費使用状況

【水道料金】

施設名	内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計				
スポーツセンター	水道	R06	186.0m <sup>3</sup>	315.0m <sup>3</sup>	366.0m <sup>3</sup>	754.0m <sup>3</sup>	837.0m <sup>3</sup>	532.0m <sup>3</sup>	482.0m <sup>3</sup>	257.0m <sup>3</sup>	383.0m <sup>3</sup>	445.0m <sup>3</sup>	388.0m <sup>3</sup>	229.0m <sup>3</sup>	5,174.0m <sup>3</sup>			
		R07	206.0m <sup>3</sup>	316.0m <sup>3</sup>	472.0m <sup>3</sup>	768.0m <sup>3</sup>	1,009.0m <sup>3</sup>	572.0m <sup>3</sup>	410.0m <sup>3</sup>	230.0m <sup>3</sup>	269.0m <sup>3</sup>	344.0m <sup>3</sup>	262.0m <sup>3</sup>	236.0m <sup>3</sup>	5,094.0m <sup>3</sup>			
		金額	48,710円	89,382円	108,288円	252,120円	282,888円	170,439円	168,542円	83,689円	130,644円	154,378円	132,558円	73,802円	1,695,440円			
	下水道	R06	186.0m <sup>3</sup>	315.0m <sup>3</sup>	366.0m <sup>3</sup>	754.0m <sup>3</sup>	837.0m <sup>3</sup>	532.0m <sup>3</sup>	482.0m <sup>3</sup>	257.0m <sup>3</sup>	383.0m <sup>3</sup>	445.0m <sup>3</sup>	388.0m <sup>3</sup>	229.0m <sup>3</sup>	5,174.0m <sup>3</sup>			
		R07	206.0m <sup>3</sup>	316.0m <sup>3</sup>	472.0m <sup>3</sup>	768.0m <sup>3</sup>	1,009.0m <sup>3</sup>	572.0m <sup>3</sup>	410.0m <sup>3</sup>	230.0m <sup>3</sup>	269.0m <sup>3</sup>	344.0m <sup>3</sup>	262.0m <sup>3</sup>	236.0m <sup>3</sup>	5,094.0m <sup>3</sup>			
		金額	35,882円	63,823円	76,109円	174,328円	195,874円	116,696円	104,053円	51,033円	80,204円	95,140円	81,408円	45,058円	1,119,608円			
	夢川スポーツ広場	水道	R06	4.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	18.0m <sup>3</sup>	10.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	3.0m <sup>3</sup>	3.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	60.0m <sup>3</sup>		
			R07	4.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	6.0m <sup>3</sup>	13.0m <sup>3</sup>	9.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	3.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	58.0m <sup>3</sup>	58.0m <sup>3</sup>		
			金額	781円	781円	781円	2,992円	1,223円	785円	930円	930円	930円	930円	930円	951円	12,944円		
		早川城山多目的広場	水道	R06	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	28.0m <sup>3</sup>	
				R07	14.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	3.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	35.0m <sup>3</sup>	
				金額	781円	781円	781円	781円	781円	785円	930円	930円	930円	930円	930円	930円	10,270円	
本夢川テニスコート			水道	R06	2.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	3.0m <sup>3</sup>	9.0m <sup>3</sup>	8.0m <sup>3</sup>	5.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	45.0m <sup>3</sup>	
				R07	2.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	9.0m <sup>3</sup>	13.0m <sup>3</sup>	13.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	47.0m <sup>3</sup>	
				金額	781円	781円	781円	1,002円	781円	785円	930円	930円	930円	930円	972円	930円	10,533円	
			スポーツ公園	水道	R06	252.0m <sup>3</sup>	289.0m <sup>3</sup>	228.0m <sup>3</sup>	337.0m <sup>3</sup>	462.0m <sup>3</sup>	402.0m <sup>3</sup>	226.0m <sup>3</sup>	195.0m <sup>3</sup>	258.0m <sup>3</sup>	180.0m <sup>3</sup>	316.0m <sup>3</sup>	172.0m <sup>3</sup>	3,317.0m <sup>3</sup>
					R07	242.0m <sup>3</sup>	241.0m <sup>3</sup>	254.0m <sup>3</sup>	529.0m <sup>3</sup>	662.0m <sup>3</sup>	233.0m <sup>3</sup>	279.0m <sup>3</sup>	150.0m <sup>3</sup>	174.0m <sup>3</sup>	171.0m <sup>3</sup>	159.0m <sup>3</sup>	210.0m <sup>3</sup>	3,304.0m <sup>3</sup>
					金額	60,460円	71,856円	53,522円	86,640円	126,456円	109,388円	65,685円	55,625円	76,984円	50,014円	97,463円	47,417円	901,510円
	光緑公園多目的フィールド			水道	R06	19.0m <sup>3</sup>	20.0m <sup>3</sup>	71.0m <sup>3</sup>	50.0m <sup>3</sup>	57.0m <sup>3</sup>	28.0m <sup>3</sup>	33.0m <sup>3</sup>	19.0m <sup>3</sup>	21.0m <sup>3</sup>	14.0m <sup>3</sup>	18.0m <sup>3</sup>	18.0m <sup>3</sup>	368.0m <sup>3</sup>
					R07	25.0m <sup>3</sup>	35.0m <sup>3</sup>	46.0m <sup>3</sup>	51.0m <sup>3</sup>	145.0m <sup>3</sup>	32.0m <sup>3</sup>	25.0m <sup>3</sup>	20.0m <sup>3</sup>	22.0m <sup>3</sup>	12.0m <sup>3</sup>	21.0m <sup>3</sup>	26.0m <sup>3</sup>	460.0m <sup>3</sup>
					金額	3,213円	3,434円	15,172円	10,067円	11,768円	5,437円	12,027円	12,027円	12,027円	12,027円	12,027円	12,027円	121,253円
		下水道		R06	34.0m <sup>3</sup>	43.0m <sup>3</sup>	91.0m <sup>3</sup>	43.0m <sup>3</sup>	40.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	58.0m <sup>3</sup>	40.0m <sup>3</sup>	26.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	34.0m <sup>3</sup>	30.0m <sup>3</sup>	499.0m <sup>3</sup>	
				R07	32.0m <sup>3</sup>	186.0m <sup>3</sup>	63.0m <sup>3</sup>	39.0m <sup>3</sup>	110.0m <sup>3</sup>	32.0m <sup>3</sup>	53.0m <sup>3</sup>	71.0m <sup>3</sup>	28.0m <sup>3</sup>	41.0m <sup>3</sup>	90.0m <sup>3</sup>	69.0m <sup>3</sup>	814.0m <sup>3</sup>	
				金額	4,690円	6,343円	15,747円	6,343円	5,792円	3,955円	9,213円	5,792円	3,361円	3,955円	4,690円	3,955円	73,836円	

【電気料金】

施設名	内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計				
スポーツセンター	契約電力(kW)	R06	341Kw	341Kw	341Kw	341Kw	341Kw	341Kw	310Kw	310Kw	310Kw	310Kw	310Kw	310Kw	3,906.0Kw			
		R07	341Kw	341Kw	341Kw	325Kw	323Kw	296Kw	296Kw	296Kw	296Kw	296Kw	257Kw	296Kw	3,704.0Kw			
		金額	51,000Kw	50,242Kw	61,524Kw	80,269Kw	76,105Kw	74,972Kw	59,419Kw	57,703Kw	58,190Kw	58,317Kw	58,685Kw	60,231Kw	746,657.0Kw			
	業務用電力	R06	45,232Kw	41,065Kw	55,742Kw	77,734Kw	79,081Kw	67,965Kw	44,911Kw	42,994Kw	46,449Kw	35,225Kw	35,077Kw	37,883Kw	609,358.0Kw			
		R07	1,436,413円	1,535,009円	1,839,237円	2,441,361円	2,304,319円	2,132,724円	1,814,035円	1,793,623円	1,865,819円	1,857,615円	1,803,088円	1,793,393円	22,616,638円			
		金額	1,402,359円	1,367,428円	1,680,049円	2,125,358円	2,072,078円	1,793,815円	1,339,412円	1,343,492円	1,417,083円	1,178,012円	1,037,827円	1,091,141円	17,848,054円			
	スポーツセンター外灯	契約電力	R06	269Kw	246Kw	239Kw	253Kw	241Kw	269Kw	288Kw	313Kw	285Kw	243Kw	285Kw	246Kw	3,177.0Kw		
			R07	250Kw	234Kw	247Kw	226Kw	256Kw	250Kw	272Kw	307Kw	293Kw	238Kw	290Kw	242Kw	3,105.0Kw		
			金額	8,745円	8,641円	8,795円	9,628円	9,170円	9,018円	9,631円	10,902円	10,611円	9,189円	9,881円	8,718円	112,955円		
		夢川スポーツ広場	契約電力	R06	114Kw	105Kw	105Kw	102Kw	106Kw	114Kw	119Kw	130Kw	183Kw	190Kw	182Kw	154Kw	1,604.0Kw	
				R07	158Kw	147Kw	148Kw	135Kw	145Kw	157Kw	165Kw	184Kw	180Kw	187Kw	181Kw	149Kw	1,936.0Kw	
				金額	2,972円	3,002円	3,164円	3,240円	3,325円	3,079円	3,215円	3,732円	5,815円	6,017円	5,296円	4,457円	47,314円	
スポーツ公園			契約電力	R06	13,026Kw	10,920Kw	11,551Kw	13,667Kw	20,021Kw	18,833Kw	14,154Kw	13,843Kw	16,527Kw	16,098Kw	17,929Kw	14,831Kw	181,400.0Kw	
				R07	13,107Kw	11,800Kw	11,542Kw	17,345Kw	21,470Kw	20,180Kw	13,162Kw	11,428Kw	12,799Kw	14,524Kw	15,998Kw	11,886Kw	175,241.0Kw	
				金額	392,139円	372,904円	392,656円	454,399円	600,868円	541,307円	444,717円	446,169円	523,998円	508,879円	523,776円	459,718円	5,661,530円	
			光緑公園多目的広場	契約電力	R06	1,933Kw	2,609Kw	2,555Kw	2,616Kw	2,511Kw	2,707Kw	2,657Kw	3,006Kw	3,312Kw	2,968Kw	3,419Kw	3,701Kw	33,994.0Kw
					R07	2,384Kw	4,413Kw	4,988Kw	4,675Kw	5,033Kw	5,148Kw	4,979Kw	5,316Kw	5,159Kw	4,617Kw	5,403Kw	4,312Kw	56,427.0Kw
					金額	89,569円	119,991円	122,529円	127,150円	126,103円	125,871円	125,118円	134,218円	144,790円	137,554円	142,689円	150,531円	1,546,113円

【ガス】

施設名	業者名等	内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
スポーツセンター空調	使用量金額	R06	323.0m <sup>3</sup>	828.0m <sup>3</sup>	3,390.0m <sup>3</sup>	11,609.0m <sup>3</sup>	16,376.0m <sup>3</sup>	11,637.0m <sup>3</sup>	4,420.0m <sup>3</sup>	884.0m <sup>3</sup>	2,245.0m <sup>3</sup>	4,045.0m <sup>3</sup>	3,614.0m <sup>3</sup>	2,375.0m <sup>3</sup>	61,746.0m <sup>3</sup>
		R07	395.0m <sup>3</sup>	904.0m <sup>3</sup>	4,480.0m <sup>3</sup>	14,261.0m <sup>3</sup>	16,006.0m <sup>3</sup>	12,986.0m <sup>3</sup>	4,393.0m <sup>3</sup>	302.0m <sup>3</sup>	2,330.0m <sup>3</sup>	3,489.0m <sup>3</sup>	3,845.0m <sup>3</sup>	1,979.0m <sup>3</sup>	65,270.0m <sup>3</sup>
		R06	105,297円	154,239円	397,413円	1,151,593円	1,540,330円	916,213円	430,119円	159,704円	329,154円	576,931円	481,621円	324,147円	6,566,761円
		R07	115,496円	172,193円	520,018円	1,347,030円	1,328,883円	1,045,145円	436,171円	104,130円	320,571円	470,139円	446,937円	238,196円	6,544,909円
スポーツセンターシャワー	使用量金額	R06	282.0m <sup>3</sup>	292.0m <sup>3</sup>	218.0m <sup>3</sup>	215.0m <sup>3</sup>	224.0m <sup>3</sup>	204.0m <sup>3</sup>	253.0m <sup>3</sup>	302.0m <sup>3</sup>	307.0m <sup>3</sup>	336.0m <sup>3</sup>	293.0m <sup>3</sup>	369.0m <sup>3</sup>	3,295.0m <sup>3</sup>
		R07	287.0m <sup>3</sup>	289.0m <sup>3</sup>	234.0m <sup>3</sup>	223.0m <sup>3</sup>	209.0m <sup>3</sup>	217.0m <sup>3</sup>	257.0m <sup>3</sup>	284.0m <sup>3</sup>	326.0m <sup>3</sup>	333.0m <sup>3</sup>	306.0m <sup>3</sup>	362.0m <sup>3</sup>	3,327.0m <sup>3</sup>
		R06	43,271円	45,158円	35,522円	35,225円	36,893円	30,011円	37,363円	46,671円	50,210円	54,269円	44,708円	56,408円	516,409円
		R07	46,523円	48,175円	39,200円	36,630円	32,257円	32,599円	38,452円	44,389円	50,381円	51,069円	41,519円	49,158円	510,352円
屋外運動場管理棟シャワー室	使用量金額	R06	0.0m <sup>3</sup>	7.4m <sup>3</sup>	5.1m <sup>3</sup>	8.0m <sup>3</sup>	2.7m <sup>3</sup>	1.8m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	3.8m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	6.0m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	9.0m <sup>3</sup>	43.8m <sup>3</sup>
		R07	0.0m <sup>3</sup>	3.6m <sup>3</sup>	1.5m <sup>3</sup>	1.5m <sup>3</sup>	2.4m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	6.8m <sup>3</sup>	1.6m <sup>3</sup>	0.0m <sup>3</sup>	10.7m <sup>3</sup>	6.7m <sup>3</sup>	43.1m <sup>3</sup>	
		R06	1,045円	4,626円	3,513円	4,917円	2,351円	1,916円	1,045円	2,884円	1,045円	3,949円	1,045円	5,401円	33,737円
		R07	1,045円	2,882円	5,281円	1,810円	1,810円	2,269円	1,045円	1,045円	4,515円	1,861円	6,506円	4,464円	34,533円
スポーツ公園プロパン	使用量金額	R06	5.8m <sup>3</sup>	3.4m <sup>3</sup>	3.7m <sup>3</sup>	4.8m <sup>3</sup>	3.1m <sup>3</sup>	2.4m <sup>3</sup>	3.2m <sup>3</sup>	2.1m <sup>3</sup>					

# 綾瀬市民センター等施設案内図

